

障 政 第 227 号
令和 2 年 8 月 5 日

各市町障害福祉担当課長 様

静岡県健康福祉部障害者支援局
障害者政策課長

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の
就労アセスメントについて

令和 2 年 4 月 13 日付け国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 4 報）」により、新型コロナウイルス感染症の影響で例年どおりの就労アセスメントが実施できない場合の取扱いが示されているところですが、特別支援学校生徒は複数市町に関係することから、一定の取扱いについて県として下記のとおり示しますので、対応等よろしくお願いいたします。

記

夏季休業の短縮等に伴い、例年どおりの方法（就労移行支援事業所等でのアセスメント実施）が難しい場合には、学校で実施する職場実習評価をアセスメントの代わりとできる取扱いとする。

なお、可能な限り、従来の就労アセスメントで評価している項目について、職場実習評価の評価項目に取り入れるなどし、例年並みの評価に近づけること。

担 当 障害者政策班
電 話 054-221-3599